令和７年度　第１回大和市学校給食費検討委員会

日時：令和７年６月２４日（火）

午前１０時００分～

大和市立中部学校給食共同調理場　会議室

出席者：木内正典委員、北島知成委員、中山佳予子委員、小倉恵委員、白井麻莉委員、横山浩之委員、望月保志委員

欠席者：守家隆志委員、松野元樹委員

事務局：保健給食課長、保健給食課保健給食係長、同係員

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 以下、要旨記録 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

１．委員紹介

２．議題

「学校給食費の適正化について」

　　　事務局より説明

　主な質疑

委　員：事務局の案だと、給食費がかなり上がる印象を受ける。負担が重くなり、支払えない人もいる可能性もあると思うがそのことについてどう考えるか。

事務局：現行の給食費からすれば、提示している給食費の案は大幅な増額になるということは理解している。現在は、給食費と別に補助金を交付している状況であるが、適正な給食費を設定し、給食費の一部として補助金を交付するような形で、保護者の負担軽減を図るよう、予算措置を財政当局に求める考えはある。

委　員：給食費の無償化について国の動向は分からないのか。また、国の動向・制度が決まった段階で給食費を決定することは考えていないのか。

事務局：当初は、今回の検討委員会を開催する時点で、ある程度は制度の概要が分かると想定していたが、前回の検討委員会から状況は変わっておらず、どういった制度になるか等の情報はない。制度が決まった後で決めるという方法も一案ではあるので、そのような形で意見表明していただいても問題ない。事務局としては、適切な給食費の決定を先送りにすると、そのことによる不利益が起こる可能性も否定できないので、入手可能の情報の中で、適切な給食費を設定しておくことが必要と考えている。国の制度次第で結論が変わるのであれば、「適正な給食費は●●円、しかし、国の制度が～の場合は、国の制度に合わせ～とする」といった付帯事項をつけていただく形での意見も形式として問題ない。

委　員：給食費が値上げされると、滞納する人が増えるのではないか。また、滞納する人が増えなくとも、滞納額は増えるのではないか。また、段階的な値上げをする等の方法はどうか。

事務局：給食費が値上げされると、滞納者数が一定でも、滞納額が増えるのはご指摘の通り。また、金額が増額されると滞納者数も増加する可能性もおっしゃる通りあると考える。保護者の負担軽減策等も必要と認識している。方策として、段階的な値上げを行うことも一案であると思う。

委　員：払っていない保護者がいる点は、資料に反映されているのか。支払っていない分は他の保護者が負担することになるのか。どのくらいの滞納があるのか。

事務局：一食当たりの単価等、資料の数字は給食費が適切に支払われる前提の数字。入金されていないお金を使うことは出来ないので、滞納状況を反映した、金額で給食を提供している現状。そのため、本来入金されるべき金額あれば買えたはずの食材が使えずコストパフォーマンスに優れる食材に置き換える等の対応をしていることになる。広く全体で負担する状況にある。およそ99.7％の給食費は支払われている。

委　員：委員会として意見を発した後、どのような流れで給食費が変更されるのか。

事務局：大和市において、給食費は公会計ではなく、私会計として運用されている。そのため、市議会の議決を経て決定されるものではない。事実上の行為として副市長、市長へも報告は行うが、委員会の意見は教育長に報告され、最終的には教育委員会で要綱改正の形で決定される。

委　員：同様に補助金についてはどうか。

事務局：補助金については、公の会計から支出されるものであるので、最終的には市議会の議決が必要。流れとしては、所管課である保健給食課から財政当局に予算要求を行い、市全体のバランスを見て予算案が作成され、議会に諮り、議決を得る。

委　員：算出された給食費自体は理解する。しかし、現状の給食費との差額が大きすぎるので、負担感が大きい。例えば、現在支給されている食材料補助金の相当額を継続して給付し、（現在の給食費＋食材料補助金相当額）－新給食費＝今回の値上げ額という形にすれば負担感が無くなる訳ではないが、納得感が強くなるので受け入れ易いと思う。その形では国の無償化の対象外になってしまうのか。

事務局：他市の事例ではあるが、値上げ額の半分を市費で負担している事例がある。国の臨時交付金が続くのかという問題もあるが、保健給食課としては、現在の補助金相当額程度は予算要求したいと考えている。無償化の対象になるかについては制度がいかなるものか不透明なので、確たることは言えないが、現状は給食費と別に補助金を交付している形であり、値上げ後は、給食費の一部を公金で負担する形になるので、無償化の対象になると想定している。

委　員：保護者に給食費の値上げを通知するタイミングで、補助金を交付する旨を記載することはできないのか。

事務局：市の予算が絡むことなので、議会の議決を得る前に確約するようなことは出来ない。通知のタイミング次第で、市として議会に給食費の補助金を含む予算案を上程する旨を記載できる可能性もあるが、検討と調整が必要になる。

委　員：市として給食費に対する補助金を盛り込んだ予算案を提出するのであれば、その旨を値上げの通知に併記すれば良いのではないか。補助金が交付されるかは市議会次第だという事実を保護者に伝えるべきと考える。

委　員：給食費の使途について、食材料費の購入のみに充てられているのか。調理場の施設維持、人件費等には充てられていないのか。

事務局：食材料費の購入に充てられている。法律上、調理場の維持管理、人件費等は公費で負担されることになっている。保護者が負担するのは食材料費、光熱水費等になるのが法律上の原則。しかし、国の通知により、光熱水費も公費負担が望ましいとの考え方が示されており、光熱水費も公費負担としている自治体がほとんどであると認識している。大和市においても食材料費の購入に充てている。